

参加者の有無を確認する公募手続きに係る参加意思確認書の  
提出を求める公示

平成19年10月15日

近畿地方整備局

木津川上流河川事務所長 桜井 力

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

1. 当該招請の主旨

本業務は、河川やダム湖及び沿岸海域の水質及び底質の改善のため、流域の住民・事業者・自治体関係者等が連携して、河川流入総負荷量管理を図ることを目的に、木津川上流域をモデル流域とし、今後の水環境管理施策の手法・方向性について検討を行うものである。

業務の実施にあたっては、木津川上流域における水理・水文・水質・生態系に関するデータベース、水質保全・水質浄化手法や水環境についての高度な知識を持ち、あわせて地方自治体、住民団体等との相互連携・調整ができる能力を有していることが不可欠であることから、(財)琵琶湖・淀川水質保全機構(以下、「特定公益法人等」という)を契約の相手方とする契約手続きを行う予定としているが、当該特定公益法人以外の者で、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

公募の結果、応募者がいない場合もしくは、4.の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、特定公益法人等との契約手続きに移行する。

なお、4.の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、特定公益法人等と当該応募者に対してプロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する予定である。

2. 業務概要

- |          |   |
|----------|---|
| (1) 業務名  | 平成19年度木津川上流域水質管理検討業務  |
| (2) 業務内容 | 1)住民連携強化のための取り組みの検討<br>「総負荷量管理に関する社会実験」の内容や広報手法等について検討を行う。<br>2)水質情報の積極的な発信の検討・実施<br>インターネットを利用した「水質情報の積極的な発信」について検討し実施する。<br>3)木津川上流域水環境管理ワークショップの実施<br>自治体、関係機関、流域住民を対象として「木津川上流域環境管理ワークショップ」を開催し、会議運営補助を行う。<br>4)整備内容シートの充実<br>「木津川上流域環境管理ワークショップ」での収集意見等を踏まえて、木津川上流域の水環境に関する多様な情報や専門的な知識等から総合評価し、整備内容シートの充実を図る。 |
| (3) 履行期限 | 平成20年3月20日  |

3. 業務目的

本業務は、河川やダム湖及び沿岸海域の水質及び底質の改善のため、流域の住民・事業者・自治体関係者等が連携して、河川流入総負荷量管理を図ることを目的に、木津川上流域を

モデル流域とし、今後の水環境管理施策の手法・方向性について検討を行うものである。

#### 4. 応募要件

(1) 参加意思確認書の提出者に対する要件は次のとおりとする。

1) 基本的要件

予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

近畿地方整備局（港湾空港関係を除く）における平成19・20年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。

近畿地方整備局長から指名停止を受けている期間中でないこと。

2) 技術力に関する要件

河川水質管理に関する高度で専門的な検討を進めるための総合的な能力を有すること。

河川水質管理に関する住民連携活動のマネジメント能力を有すること。

木津川上流域の水環境に関する多様な情報を蓄積し保有していること。

3) 業務執行体制に関する要件

水環境工学等の学識経験者による指導體制や水質改善に関する研究体制が整っており、経年的に研究を実施していること。

4) 業務実績に関する要件

平成14年度以降に完了した業務で、下記に示す同種又は類似業務の実績を元請けとして1件以上有していること。

同種業務：近畿地方整備局管内の国の機関（（独）水資源機構関西支社含む）が発注した業務で、国・自治体・住民が一体となった河川の水質管理検討に関する業務

類似業務：近畿管内の地方公共団体が発注した業務で、国・自治体・住民が一体となった河川の水質管理検討に関する業務

(2) 配置予定管理技術者に対する資格要件及び業務実績は以下のとおりとする。

1) 配置予定管理技術者

・資格要件

ア) 技術士（総合技術監理部門：建設部門に関する科目に限る）を有する者。

イ) 技術士（建設部門：河川、砂防及び海岸・海洋又は建設環境）を有する者。ただし、平成13年度以降の合格者の場合には7年以上の実績を有する者。

ウ) RCCM（河川、砂防及び海岸・海洋、又は、建設環境）を有する者。

エ) 当該業務に関する研究者で博士の資格を有する者、又は水環境に関する学芸員の経験を有する者。

オ) 国土交通省（（独）水資源機構を含む）又は地方公共団体において指導・管理の職にあった者で、河川事業に関する業務経験が20年以上あり、そのうち統括管理を2年以上経験した者。

上記ア) イ) ウ) エ) オ)のいずれかの資格又は経験を有している者で、かつ、平成14年度以降に完了した業務で、下記に示す同種又は類似業務の実績を有していること。

同種業務：近畿地方整備局管内の国の機関（（独）水資源機構関西支社含む）が発注した業務で、国・自治体・住民が一体となった河川の水質管理検討に関する業務

類似業務：近畿管内の地方公共団体が発注した業務で、国・自治体・住民が一体となった河川の水質管理検討に関する業務

5. 手続等

(1) 担当部局

〒518-0723

三重県名張市木屋町812-1

国土交通省近畿地方整備局 木津川上流河川事務所総務課 専門員

電話：0595-63-1611（代）（内線213）

FAX：0595-64-5040

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

交付期間

平成19年10月15日から平成19年10月25日まで

（土、日曜日及び祝日は除く。交付時間は9時00分から16時00分まで）

交付場所

（1）に同じ。

交付方法

手渡しとする。

(3) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

提出期限

平成19年10月25日16時00分

提出場所

（1）に同じ。

提出方法

持参によるものとする。（郵送・電送及びその他の方法によるものは認めない）

6. その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 5(1)に同じ。

(3) 当該応募者に対してプロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する際の提出  
予定期限：

平成19年11月12日 16時00分

(4) 近畿地方整備局（港湾空港関係を除く）における平成19・20年度土木関係建設  
コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない場合  
も5(3)により参加意思確認書を提出することができるが、その者が技術提案書の提出  
者として選定された場合であっても、技術提案書を提出するためには、技術提案書の  
提出の時に、当該資格の認定を受けていなければならない。

(5) 詳細は説明書による。